

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (462012)
地域名 (地域内農業集落名)	野尻町、持木町、東桜島町、古里町 (野尻、持木、坂下、宮元、足投、木ノ下、中原、古里西、古里東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地域は、認定農業者を中心とした畜産やびわなどの果樹、キヌサヤエンドウ、サヤインゲンなどの露地野菜の栽培が主であり、市場や直売所への出荷も行われている。また、椿油の生産も行われている。
 ・課題として地域内の高齢化、後継者不足が深刻になっている。また、本地域の大部分は灌水施設がないため、水の確保も必要である。さらに鳥獣による被害も深刻である。
 ・規模が小さく、不整形な農地が多いことから、大型農業機械の導入が難しい。
 ・最寄りの市場が閉鎖される可能性が高く、安定した販路の確保が必要な状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・畜産やびわ等の果樹、キヌサヤエンドウ・サヤインゲン等の露地野菜は引き続き、栽培を行っていく。
 ・農地の集約化については、借り手の農地周辺で農地を借りられるように進めていく。
 ・付加価値の高い新規品目の導入を検討する。
 ・遊休農地等の椿を活用し、椿油などの生産を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内及びその周辺の農地のうち、耕作可能な農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者及び新規就農者、規模拡大希望の生産者の農地周辺に集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者に貸し付けの意向がある農地は、農地バンクの活用を検討し、集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状では取り組む予定はないが、可能性を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外にかかわらず、新規就農者を積極的に受け入れる。 また、畜産農家の中では和牛生産の規模拡大が見込まれるため、農業用施設として遊休農地の活用を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業委託の活用予定はないが、個人間の連携を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵やワイヤーメッシュ等の設置による圃場への有害鳥獣の侵入防止を図る。
- ②有機栽培と慣行栽培の区分けを検討する。
- ③アシストスーツ等の最先端技術の情報収集を行い、導入を検討する。
- ⑤⑨経路マーケティングまで含めて新規品目の導入を検討する。
- ⑦耕作放棄地に生えている樁の活用を検討する。
- ⑧灌水設備の整備を検討する。
- ⑨体験型農業やワーケーションなどの検討を進める。